

日機協共済制度



業務災害補償保険

日本機械土工協会の共済制度の四つの柱（団体定期保険、業務災害補償保険、第三者賠償責任保険、企業年金基金）の一つである業務災害補償保険（損害保険）について、ご紹介いたします。

業務災害補償保険は、会員のニーズに応え、役員、従業員の業務に起因するけがや病気等による費用を補償する労災上乘せ保険として、平成20年10月に導入いたしました。

当該保険は、売上高方式で加入すると、経営事項審査制度の加点の対象になることや、また費用の面から見ますと、団体制度を活用したスケールメリットによる保険料の割引が適用されます。

中途加入も可能ですので、未加入の会員様におかれましては、ご検討くださるようお願いいたします。

ご契約コース・保険料例

被保険者数割引5%
損害率による割引40%適用

払込方法：団体分割払（12回払）【保険期間1年】
<建設業：事業種類コード370>

補償内容	コース	ワイドプラン		ベーシックプラン		エコノミープラン		
		従業員	役員	従業員	役員	従業員	役員	
一名あたりの補償	死亡・後遺障害補償保険金額	300万円	800万円	300万円	800万円	300万円	800万円	
	入院補償保険金額	4,000円	8,000円	4,000円	8,000円	4,000円	8,000円	
	手術補償保険金	入院中：入院補償保険金支払限度額×10 入院中以外：入院補償保険金支払限度額×5						
	通院補償保険金日額	3,000円	5,500円	3,000円	5,500円	3,000円	5,500円	
	使用者賠償責任補償 支払限度額	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	—	—	
	コンサルティング費用補償特約	100万円	100万円	100万円	100万円	—	—	
	事業者費用補償保険金額	300万円	300万円	300万円	300万円	—	—	
	メンタルヘルス対策費用(1名・期間中) 限度額	100万円	100万円	—	—	—	—	
雇用慣行賠償責任補償(1事故・期間中) 限度額	3,000万円	3,000万円	—	—	—	—		
掛金例 (1年分)	売上高	年間売上高3億円	788,960円		683,100円		253,310円	
		年間売上高5億円	1,126,880円		966,770円		358,510円	
		年間売上高10億円	1,808,400円		1,558,130円		577,900円	

(注1) 上記保険料は被保険者数割引5%（記名被保険者数10以上20未満）、損害率による割引40%を適用しております。

(注2) 役員はフルタイム補償特約がセットされており、業務中のみならず、業務外においても補償するものです。

上記コースと異なる保険金額をご希望の場合には取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

(注3) 上記の掛金には制度運営費（団体制度の維持・運営のために各加入会員が団体に対して支払うものです。保険料に対して10%）が含まれています。運営費の詳細については一般社団法人日本機械土工協会までお問い合わせください。

「タフビズ業務災害補償保険」

役員・従業員等の業務に起因するケガや病気により事業者が支出する費用を幅広く補償！

3つのプランからご選択ください。補償の幅広いワイドプランがおすすめ！

	補償内容	ワイド プラン	ベーシック プラン	エコノミー プラン	事故事例
死亡補償 保険金	事故日から180日以内に死亡した場合に死亡後遺障害保険金額を限度に保険金をお支払いします。	○	○	○	 作業中の爆発事故により従業員が死亡した。
後遺障害補償 保険金	事故日から180日以内に後遺障害が発生した場合に死亡後遺障害保険金額の4%~100%を限度に保険金をお支払いします。	○	○	○	 現場で作業中、指を切断した。
入院補償 保険金	事故による身体障害のために入院した場合に、入院した日数に応じて保険金をお支払いします。	○	○	○	 貨物の下敷きとなり全身を強打した従業員が入院した。
手術補償 保険金	事故日から180日以内に受けた手術に対して保険金をお支払いします。	○	○	○	 作業中にやけどを負った従業員の手術が必要となった。
通院補償 保険金 (実通院のみ)	事故による身体障害のために通院した場合に、通院した日数に応じて保険金をお支払いします。	○	○	○	 作業中に転倒し靭帯を損傷、通院した。
労災認定 身体障害 追加補償	政府労災で認定された精神障害、脳・心疾患などの疾病や自殺などを補償対象とします。	○	○	○	 長時間労働により急性脳症を発症、労災認定され、入院・手術等にかかった費用を負担した。
使用者賠償 責任補償	補償対象者が業務上の事由により被った身体障害について事業者が負担する法律上の賠償責任を補償します。	○	○	×	 従業員が業務中に死亡、遺族から管理責任を問われた。
コンサルティング費用 補償	補償対象者が業務に従事中に身体の障害を被った、または被ったと疑われる場合の責任有無に関する弁護士等相談費用や、再発防止のためコンサルティング費用を補償します。	○	○	×	 従業員のケガに対して会社に責任があるかを弁護士に相談したため費用が生じた。
事業者費用 補償	補償対象者が身体障害を被り、事業者が負担した弁償費用などを補償します。	○ (ワイド・実損型)	○ (ベーシック・実損型)	×	 従業員が業務中のケガで長期の入院。代替者採用のための費用が生じた。
メンタルヘルス 対策費用	政府労災で認定された精神障害により休職した補償対象者の職場復帰に向けた対策等にかかった費用を補償します。	○	×	×	 うつ病で休職していた従業員の職場復帰を支援するための費用を支払った。
雇用慣行 賠償責任補償	補償対象者が被った差別的行為、ハラスメント、不当解雇等の不当行為に起因して事業者が負担する賠償損害を補償します。	○	×	×	 セクハラにより退職を余儀なくされたとして会社の管理責任を問われ、損害賠償請求を受けた。

リスク実態に合わせて、従業員と役員の補償条件を設定！

- 従業員は、業務従事中（通勤途上含む）補償
- 役員は24時間補償（フルタイム補償特約セット）

<保険金について>

お支払いする保険金は、ご契約いただく支払限度額（補償額）にかかわらず以下のいずれかが限度となります。

- ①記名被保険者が災害補償規定等を定めている場合
 - ・記名被保険者がその規定等に基づき補償対象者または遺族に支給するべき金額
- ②記名被保険者が災害補償規定等を定めていない場合
 - ・記名被保険者が補償対象者または遺族に支給するものとして加入者証に記載された金額

<保険金の請求と支払先>

- ①後払い
 - ・事業者が補償対象者へ補償金を支払った後に事業者に対して保険金をお支払いします。
- ②同時払い
 - ・事業者の支払指図により保険会社が保険金（補償金）を補償対象者に対して直接お支払いします。
- ③先行払い
 - ・事業者が補償対象者に対して補償金を支払う前に事業者に対して保険金をお支払いします。

※「先行払い」をご利用いただくためには「保険金の請求に関する特約」をセットする必要があります。またその場合、契約締結時に記名被保険者および補償対象者代表からの同意書（「業務災害補償保険契約の特約等に関する確認書」）のご提出が必要となります。